



福島医発 2487 号 (地)

令和 4 年 12 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

社会保険診療報酬支払基金におけるコンピュータチェックに関する
公開事例の拡大及び更新について

社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」）では、審査の透明性の更なる向上に努めること、また、保険医療機関からの適正なレセプトの提出や、保険医療機関における事務処理及び支払基金における審査業務の効率化につなげることを目的として、支払基金ホームページにおいてコンピュータチェックを公開（以下、「公開事例」）されております。（平成 30 年 4 月 28 日付け福島医発第 361 号（地）にてご連絡）

今般、下記のとおり公開事例を拡大及び更新した旨、支払基金福岡審査委員会事務局より通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) コンピュータチェックは、診療内容の適否について、画一的あるいは一律的に適用するものではなく、審査委員会の医学的判断により審査決定することは従前どおりです。
- 2) 各保険医療機関へは、別紙のとおり令和 4 年 12 月処理分の返戻発送に併せて、支払基金より直接通知されます。

記

1. 公開事例の拡大及び更新内容

(1) 公開事例

令和 2 年 10 月から実施しておりました試行的公開の結果を踏まえ、関係団体の了承が得られた「診療報酬の算定方法など、公に周知されているルールに基づく事例」、「事務的な入力誤りを防止する事例」及び「医薬品添付文書（用法・用量）の投与量に基づく事例」等が拡大されております。

また、令和 4 年度診療報酬改定等により、既に公開している事例に変更が生じた事例等が更新されております。

(2) 公開ファイル及びコンピュータチェック対象事例ファイル仕様書

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

公開ファイルにつきましては、告示・通知・疑義解釈資料等を基にチェックしている本部点検条件及び医薬品添付文書（効能・効果、用法・用量等）等を基にチェックしているチェックマスタごとに公開されております。

また、コンピュータチェック対象事例ファイル仕様書（以下「ファイル仕様書」という。）につきましても、公開ファイルの変更に伴い内容を変更されております。

2. 閲覧方法及び更新日

（1）閲覧方法

コンピュータチェックに関する公開の内容については、支払基金ホームページ（<https://www.ssk.or.jp/>）から以下の手順により閲覧可能となっております。

また、公開ファイル及びファイル仕様書は、掲載ページからダウンロード可能となっております。

① トップページ→診療報酬の請求支払→コンピュータチェックに関する公開

② トップページ→医療機関・薬局の方／保険者の方／地方公共団体の方／一般の方
→コンピュータチェックに関する公開（リンクテキスト）→コンピュータチェックに関する公開

（2）更新日

令和4年10月31日（月）

3. その他

（1）公開事例の更新

公開事例につきましては、適宜、新規事例の追加及び見直し等を行い更新されることとなっております。

（2）試行的公開の終了

令和2年10月から実施しておりました試行的公開につきましては、本年10月末日をもって終了されております。

以上

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
令和 4 年 11 月 25 日

福岡県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金
福岡審査委員会事務局

コンピュータチェックに関する公開事例の
拡大及び更新について

平素は、支払基金の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、支払基金におきましては、審査の透明性の更なる向上に努めること、また、保険医療機関からの適正なレセプトの提出や、保険医療機関における事務処理及び支払基金における審査業務の効率化につなげることを目的として、支払基金ホームページにおいてコンピュータチェックを公開（以下「公開事例」という。）しているところです。

今般、下記のとおり、公開事例を拡大及び更新しましたので、お知らせいたします。

また、全ての公開事例につきまして、関係者の利活用を促進するため、コンピュータに取り込めるファイル（以下「公開ファイル」という。）によりチェック条件を公開しています。

なお、コンピュータチェックに係る診療内容の適否については、画一的あるいは一律的に適用するものではなく、個別の症例ごとに審査委員会の医学的判断により審査決定することは従前どおりです。

おって、令和 4 年 11 月処理分（令和 4 年 12 月送付）の返戻発送に併せて、別添のとおり全ての保険医療機関へ連絡することを申し添えます。

記

1 公開事例の拡大及び更新内容

(1) 公開事例

令和 2 年 10 月から実施しておりました試行的公開の結果を踏まえ、関係団体の了承が得られた「診療報酬の算定方法など、公に周知されているルールに基づく事例」、「事務的な入力誤りを防止する事例」及び「医薬品

添付文書（用法・用量）の投与量に基づく事例」等を拡大しております。

また、令和４年度診療報酬改定等により、既に公開している事例に変更が生じた事例等を更新しております。

(2) 公開ファイル及びコンピュータチェック対象事例ファイル仕様書

公開ファイルにつきましては、告示・通知・疑義解釈資料等を基にチェックしている本部点検条件及び医薬品添付文書（効能・効果、用法・用量等）等を基にチェックしているチェックマスタごとに公開しております。

また、コンピュータチェック対象事例ファイル仕様書（以下「ファイル仕様書」という。）につきましても、公開ファイルの変更に伴い内容を変更しております。

2 閲覧方法及び更新日

(1) 閲覧方法

コンピュータチェックに関する公開の内容については、支払基金ホームページ※から以下の手順により閲覧可能となっております。

また、公開ファイル及びファイル仕様書は、掲載ページからダウンロード可能としております。

※ 支払基金ホームページURL：<https://www.ssk.or.jp/>

① トップページ → 診療報酬の請求支払 → コンピュータチェックに関する公開

② トップページ → 医療機関・薬局の方／保険者の方／地方公共団体の方／一般の方 → コンピュータチェックに関する公開（リンクテキスト） → コンピュータチェックに関する公開

(2) 更新日

令和４年１０月３１日（月）

3 その他

(1) 公開事例の更新

公開事例につきましては、適宜、新規事例の追加及び見直し等を行い更新することとしております。

(2) 試行的公開の終了

令和２年１０月から実施しておりました試行的公開につきましては、本年１０月末日をもって終了いたします。

【本件に関するお問合せ先】

社会保険診療報酬支払基金
福岡審査委員会事務局

審査企画課 西嶋

T E L 092－688－8418

審査企画課 樋口

T E L 092－688－8301

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 5 日

保険医療機関 各位

社会保険診療報酬支払基金
福岡審査委員会事務局

コンピュータチェックに関する公開事例の
拡大及び更新について

平素は、支払基金の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、支払基金におきましては、審査の透明性の更なる向上に努めること、また、保険医療機関からの適正なレセプトの提出や、保険医療機関における事務処理及び支払基金における審査業務の効率化につなげることを目的として、支払基金ホームページにおいてコンピュータチェックを公開（以下「公開事例」という。）しているところです。

今般、下記のとおり、公開事例を拡大及び更新しましたので、お知らせいたします。

また、全ての公開事例につきまして、関係者の利活用を促進するため、コンピュータに取り込めるファイル（以下「公開ファイル」という。）によりチェック条件を公開しています。

なお、コンピュータチェックに係る診療内容の適否については、画一的あるいは一律的に適用するものではなく、個別の症例ごとに審査委員会の医学的判断により審査決定することは従前どおりです。

記

1 公開事例の拡大及び更新内容

(1) 公開事例

令和 2 年 10 月から実施しておりました試行的公開の結果を踏まえ、関係団体の了承が得られた「診療報酬の算定方法など、公に周知されているルールに基づく事例」、「事務的な入力誤りを防止する事例」及び「医薬品添付文書（用法・用量）の投与量に基づく事例」等を拡大しております。

また、令和 4 年度診療報酬改定等により、既に公開している事例に変更

が生じた事例等を更新しております。

(2) 公開ファイル及びコンピュータチェック対象事例ファイル仕様書

公開ファイルにつきましては、告示・通知・疑義解釈資料等を基にチェックしている本部点検条件及び医薬品添付文書（効能・効果、用法・用量等）等を基にチェックしているチェックマスタごとに公開しております。

また、コンピュータチェック対象事例ファイル仕様書（以下「ファイル仕様書」という。）につきましても、公開ファイルの変更に伴い内容を変更しております。

2 閲覧方法及び更新日

(1) 閲覧方法

コンピュータチェックに関する公開の内容については、支払基金ホームページ※から以下の手順により閲覧可能となっております。

また、公開ファイル及びファイル仕様書は、掲載ページからダウンロード可能としております。

※ 支払基金ホームページURL：<https://www.ssk.or.jp/>

① トップページ → 診療報酬の請求支払 → コンピュータチェックに関する公開

② トップページ → 医療機関・薬局の方／保険者の方／地方公共団体の方／一般の方 → コンピュータチェックに関する公開（リンクテキスト） → コンピュータチェックに関する公開

(2) 更新日

令和4年10月31日（月）

3 その他

(1) 公開事例の更新

公開事例につきましては、適宜、新規事例の追加及び見直し等を行い更新することとしております。

(2) 試行的公開の終了

令和2年10月から実施しておりました試行的公開につきましては、本年10月末日をもって終了いたします。

【本件に関するお問合せ先】

社会保険診療報酬支払基金
福岡審査委員会事務局

審査企画課 西嶋

T E L 092－688－8418

審査企画課 樋口

T E L 092－688－8301

コンピュータチェックに関する公開

～R4.10月末に公開拡大及び更新した内容の説明～

【凡例】 CC : 「コンピュータチェック」のこと

【令和4年10月に**拡大**したCC事例】

○関係者の合意が得られた「診療報酬の算定方法など、公に周知されているルールに基づく事例」、「医療機関等における事務的な入力誤りを防止する事例」及び「医薬品添付文書（用法・用量）の投与量に基づく事例」等を拡大しました。

【令和4年10月に**更新**したCC事例】

○令和4年度診療報酬改定等により、既に公開している事例に変更が生じた事例等を更新しました。

【令和4年10月に**拡大**したCC事例】

○関係者の合意が得られた「診療報酬の算定方法など、公に周知されているルールに基づく事例」、「医療機関等における事務的な入力誤りを防止する事例」及び「医薬品添付文書（用法・用量）の投与量に基づく事例」等を拡大しました。

【令和4年10月に**更新**したCC事例】

○令和4年度診療報酬改定等により、既に公開している事例に変更が生じた事例等を更新しました。

CCの公開について

CCに対する考え方

支払基金が行っているコンピュータチェックの診療内容の適否については、画一的あるいは一律的に適用するものではなく、個別の症例ごとに審査委員会の医学（薬学）的判断により決定されております。（画一的に認めないとするものではなく、個別の症例により認められる場合もあります。）

参考（支払基金ホームページで公開している内容）

コンピュータチェックに関する公開

支払基金では、業務効率化・高度化に向けた改革の取組として、適正な請求レセプトの増加につなげるため、コンピュータチェック対象事例について、公開基準を策定の上、順次公開を進めることとしています。

今般、当該取組に基づき、公開基準を策定するとともに、公開事例を取りまとめました。

なお、コンピュータチェック対象事例の診療内容の適否については、審査委員会の医学的判断により決定されます。

コンピュータチェック公開に関する基本的考え方

支払基金では、審査業務の効率化と質の向上を図るために、診療報酬点数表等に定められた算定ルール等をコンピュータに反映し、保険医療機関（医科・歯科）及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）から請求されたレセプトの診療内容に疑義が生じた項目等についてチェック（コンピュータチェック）を実施している。

今般、審査の透明性の更なる向上に努めること、また、保険医療機関等からの適正なレセプトの提出や、保険医療機関等あるいは保険者における事務処理及び支払基金における審査業務の効率化につなげることを目的として、コンピュータチェックを公開する。ただし、コンピュータチェックは、診療内容の適否について、画一的あるいは一律的に適用するものではない。

拡大した事例の一例

拡大事例

算定ルール（医学的判断を要する）（告示・通知等）

選択式記載コードに関する事例（記載要領）

新薬、麻薬、向精神薬の投与限度日数（療養担当規則）

医薬品の最大投与量（適応別に異なる：適宜増減）
（添付文書）

統一取決め（審査の一般的な取扱い）（HP公表事例）

入力誤り（外れ値）

診療行為の回数

医薬品投与量

特定保険医療材料の使用量

■チェック内容

同日に子宮頸管粘液採取と子宮頸管ポリープ切除術が算定された場合にチェックを実施。

選択式記載コードがなく、デブリードマンが2回以上算定された場合にチェックを実施。

投与日数に制限のある新薬、麻薬、向精神薬が制限を超えて算定された場合にチェックを実施。

医薬品添付文書に記載された最大投与量を超えて算定された場合にチェックを実施。

同日にH2ブロッカー内服薬とPPI内服薬が算定された場合にチェックを実施。

当該診療行為が同日に20回以上算定された場合にチェックを実施。

■チェック根拠

手術に伴って行った診断穿刺・検体採取の費用は、第1節（手術料）の各区分の所定点数に含まれるものとしてされています。

デブリードマンを繰り返し算定する場合、植皮の範囲（全身に占める割合）を記載することとされています。

療養担当規則で投与日数の限度が定められています。

医薬品添付文書に用法・用量（最大投与量）が記載されています。

H2ブロッカー（ガスター錠等）とプロトンポンプ・インヒビター（PPI）（オメプラール錠等）との併用投与は、原則として認めないとされています。

回数の桁数入力誤りを確認するため、統計的手法等を参考に外れ値を算出しています。

【令和4年10月に**拡大**したCC事例】

○関係者の合意が得られた「診療報酬の算定方法など、公に周知されているルールに基づく事例」、「医療機関等における事務的な入力誤りを防止する事例」及び「医薬品添付文書（用法・用量）の投与量に基づく事例」等を拡大しました。

【令和4年10月に**更新**したCC事例】

○令和4年度診療報酬改定等により、既に公開している事例に変更が生じた事例等を更新しました。

公開事例の更新概要

- 平成30年3月（初回公開）から公開しているCC事例（算定ルール等）について、改定等により変更が生じた公開事例を更新（定例）しました。

更新事例

「算定ルール（医学的判断を要しない）の事例」や「医薬品添付文書に最大投与量が示されている事例」を更新（公開）しました。

更新内容

- 令和4年度診療報酬改定等により、既に公開している事例に変更が生じた事例やR3.9の更新から追加する事例
- 既に公開している医薬品（成分）について、新たに保険収載された事例

更新事例	更新内容
① 算定ルール（医学的判断を要しない）の事例 （告示・通知等）	既公開事例の変更事例
	R3.9の更新から追加する事例
② 医薬品添付文書に最大投与量が示されている事例	新たに保険収載された事例

CC公開事例数

N o	チェック種別 (チェックの特性)	区分	前回 CC公開事例数 (令和3年9月)
1	チェックマスタ (医薬品添付文書等を 基に、傷病名と医薬品 の適応等をチェック)	投与量	3,476
		投与日数	42
2	本部点検条件 (チェックマスタでは対応 できないチェック項目の組 み合わせ、または、複数 の条件によるチェック)	医科	65,146
		歯科	3,544
		調剤	1,303
合計			73,511



今回 CC公開事例数 (令和4年10月)	前回からの差分
11,046	+7,570
38	▲4
89,339	+24,193
6,487	+2,943
3,285	+1,982
110,195	+36,684

【公開事例の拡大日及び更新日】

- 令和4年10月31日（月）に、支払基金ホームページにより公開しております。

【公開ファイル】

- 今回公開した全ての公開事例について、コンピュータに取り込めるファイルで公開しております。